

長期の卸取引における 内外無差別な卸売の評価方針(案)等について

2023年9月29日(金) 第89回 制度設計専門会合 事務局提出資料



【目次】

- I. 長期の卸取引における内外無差別な卸売の評価方針(案)について
- II. JERAによる26年度以降の長期卸販売(第1回目)の事後評価について
- Ⅲ. 23年度単年卸の評価結果(案)について(前回評価時点で未確認となっていた項目)

本日御議論いただきたい内容

- 資源エネルギー庁の第63回電力・ガス基本政策小委員会(2023年6月27日開催)において、
 長期の卸取引の促進について議論がなされ、「長期卸の販売と条件解除の進め方(段階的拡大)」の絵姿が示された(次頁参照)。
- これを受けて、第64回電力・ガス基本政策小委員会(2023年8月8日開催)において示されたように、内外無差別な卸売のコミットメントを行っている事業者において、今後、長期卸の提供が開始、拡大していくことが想定される。
- 従来、内外無差別のコミットメントのフォローアップにおいては、対象事業者の卸売において大宗を占めてきた単年度の卸取引を主たる対象とし、第86回制度設計専門会合(2023年6月27日開催)においては23年度の単年卸を中心に評価を行ったが、上記のとおり、今後は卸売に占める長期卸の割合が増加することが想定されるため、長期卸についても同様に内外無差別の確認・評価を行っていく必要がある。
- 以上を踏まえ、本日は、長期卸における内外無差別性の確認・評価に先立って、どのような基準に照らして評価を行うことが適切か、その評価方針について御議論いただきたい。

長期卸の販売と条件解除の進め方(段階的拡大)

24年度分

25年度分

- 今後、長期卸の販売・調達機会を拡大するに当たり、①当初から1回で超長期・全量を販売すると、一部の 特定事業者への長期ロックインが生ずる可能性があること、②買い手にとっても、複数回の取引機会がある 方が、より戦略的・柔軟な調達行動が取れること、③監視委によるフォローアップ含め取引方法・内容の改 良機会があることが望ましいこと、④ある程度の激変緩和が必要であること、等を考慮し、まず3~5年程度 の長期卸を、1/3ずつ売出・取引機会を3回程度に分けて行うことで全量に達することが、妥当ではないか。
- この際、先述の諸条件の解除についても、この**各回の卸売ごとに解除**していくこととしてはどうか(**長期卸の残** 余分も、少なくとも取引機会を2回以上に分け、少なくとも初年度は1/3以上は条件解除)。
- 上記の考え方から、**下図を軸となるイメージ**としつつ、各社ごとの**前提条件やニーズの違い**に応じて、販売タイ ミング、供給開始タイミング、量や期間の設定、販売方法等については、内外無差別を前提とした合理的な 範囲かつ競争阻害的にならない形で、ある程度のバリエーション、柔軟性があることは妥当ではないか。

進め方のイメージ 募集量 ※条件解除:転売禁止、購入(応札)可能量の制限、エリア外へ 条件解除 の供給の制限の解除のこと。 ※事業者の判断で初年度から一気に条件解除することを妨げるもの ではない。また、すでに条件が解除されているエリアについては、新た 条件解除 に条件を付した卸売り(左図灰色部分)を求めるものではない。 条件解除 ③3~5年分(条件解除) 条件解除 ② 3~5年分(条件解除) 5年超も販売(条件解除) ① 3~5年分(条件解除) 時間軸

26年度分

長期卸に係る評価方針の基本的な考え方(案)

- 長期卸の内外無差別性の確認は、**単年卸と同様**、定期的なフォローアップにて実施し、**確認項 目ごとに、「◎評価:現時点で内外無差別が担保されている」、「○評価:合理的な理由なく 内外差別している事例は確認されなかった」、「×評価:合理的な理由なく内外差別している事 例が確認された」の3段階で評価する**こととしてはどうか。
- 確認項目については、<u>単年卸の項目を基に、長期卸に特有の論点を抽出し、必要に応じて項</u> 目の追加・変更・削除を行って、設定することとしてはどうか。
 ※本資料では、各項目の◎、○、×それぞれの評価に該当すると考えられる典型的な例を「評価基準(例)」として記載しているが、実際の評価に際しては、その例のみに限ることは想定していない。
- そのうえで、確認項目のなかで、長期卸で内外無差別が担保されていることの確認において特に 重要な項目を抽出し、当該項目が全て◎評価、且つそれ以外の項目が全て○評価以上の場 合に、内外無差別が担保されていると評価することとしてはどうか。なお、評価を踏まえて、必要に 応じて更なる取組を促していくこととしてはどうか。

常時バックアップの廃止・経過措置料金の解除基準との関係(案)

- 常時バックアップとの関係について、今後、卸取引全体に占める長期卸の比率が増加することを考慮すると、来年度以降のフォローアップにおいては、長期卸と単年卸の両方において内外無差別が担保されていると評価されたエリアのみ、常時バックアップが廃止されることとしてはどうか。
 ※第86回制度設計専門会合(2023年6月27日開催)において、今年度のフォローアップの結果として、内外無差別が担保されていると評価された事業者(北海道電力、沖縄電力)については、来年度から常時バックアップを廃止することとして問題がないと考えられる一方、来年度以降のフォローアップにおいて、長期卸を含め内外無差別が担保されていないと評価されれば、常時バックアップを再度速やかに導入することが求められる。
- また、経過措置料金の解除基準③「電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど、競争的環境の持続性」についても、来年度以降のフォローアップにおいては、長期卸と単年卸の両方において内外無差別が担保されていると評価されたエリアのみ、当該基準を満たしていると認められることとしてはどうか。
- なお、電力・ガス基本政策小委においては、長期卸について、「取引方法・内容の改良機会があることが望ましいこと」も考慮し、3回程度に分けて行うことが妥当とされたところ。こうした趣旨に鑑みれば、仮に1回目の取引に関する評価結果として、内外無差別ではないと評価された場合に、当該長期取引の契約期間が終了するまでの間、その評価を更新する余地が全くないとすれば、取引方法等の改善のインセンティブが中長期的に失われてしまうおそれがあり、望ましいとは言えない。ついては、長期卸の評価は、必ずしも1回目だけで長期に固定するのではなく、2回目以降の販売の改善状況や、1回目で内外無差別と評価されなかった卸売量と2回目以降に内外無差別と評価された卸売量の比率等によって、総合的に判断する余地を残すべきではないか。

長期脱炭素電源オークションにおける相対契約の規律との関係(案)

- 2023年度から新たに創設されることとなった長期脱炭素電源オークションにおいては、他市場収益の適正な還付を行うという観点から、相対契約に関する一定の規律が課されると整理されている。
- 具体的には、「長期脱炭素電源オークションガイドライン」(2023年7月11日 資源エネルギー庁)において、他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、相対契約が、①「内外無差別に電力販売を行い決定された価格(内外無差別規律)」、または、②「市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であることを基本として設定した価格(市場価格規律)」のいずれかの規律を満たしているか、監視等委の監視を受ける必要があるとされている(次頁参照)。
- ここで、上記①の内外無差別規律を満たしているか、という監視に当たっては、相対契約が長期 契約であれば、本日御議論いただく長期卸の評価方針を基に、内外無差別な卸売が担保され ていると評価されるかを判断することとしてはどうか。(相対契約が単年契約であれば、第86回制度設計専門会合でお示しした単年卸の評価方針を基に判断することとしてはどうか。)

(参考) 長期脱炭素電源オークションガイドライン(抜粋)

4. 監視

(5) 実際の他市場収益の監視方法

実際の他市場収入(kWh 収入、非化石価値収入)を相対契約によって得ようとする場合は、 意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、その相対契 約自体が、次の①と②のいずれかの規律を満たしているか、契約締結時(相対契約に基づく供給 開始前)に監視等委の監視を受ける必要がある。こうした規律が満たされていない場合は、実際 の他市場収益の計算は、「スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達 成市場の単純平均価格の合計額」を元に行う。

① 内外無差別規律

中長期的な観点を含め、相対契約において発電から得られる利潤を最大化することが本制度に基づく他市場収益の適切な還付につながることを踏まえ、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し内外無差別に電力販売を行い決定された価格となっていること。

② 市場価格規律

相対契約の価格も市場価格に影響を受け、最終的には市場価格に収斂することを踏まえると、市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であれば、第三者へ販売するのと同等の価格で販売していることが推定されるといえることから、当該水準以上であることを基本として設定した価格となっていること。

なお、市場価格の水準に比して不当に低くない水準とは、以下のいずれかの価格とする。

- ・相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格の平均価格
- ・相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格

長期卸における内外無差別な卸売の評価に係る論点(1/3)

1			ところ とり とうしん アンス・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	(I/ J)
	確認観点	長期に特有の論点	対応の方向性(案)	確認項目(案)
A	内外無差別な卸売の実 効性確保策 ①交渉スケジュール		社内と優先的に交渉・契約することを防止する観点から、新規募集や追加(※2年目以降)募集を行う場合には、社内外で同一の交渉スケジュールを明示することが必要ではないか。(ただし、社内外の事業者間の契約期間のずれによる交渉スケジュールのずれは除く。)	(略)※単年卸と同項目
		単年と同様、定型商品 (卸標準メニュー)の設 定が必要か。	社内が購入できる商品を社外も同等の条件で購入できることを担保する観点から、期間、パターン、オプション等を規定した標準的な商品(卸標準メニュー)の設定・公表は必要であり、目つ、相対卸契約量の大宗を当該メニューに基づいて取引を行うことが必要ではないか。	、(略)※単年卸と同項目
В	内外無差別な卸売の実 効性確保策 ②卸標準メニュー	契約期間は合理的か。	契約期間を非常に長期に設定することは、社外からの購入を困難にし、実質的な内外差別につながりうることから、期間設定の合理的な理由(例:小売事業者のニーズ、燃料の調達、適切な費用回収等の観点)の確認が必要ではないか。	・長期卸の期間の設定に合理的な理由があるか
		卸売のポートフォリオは合 理的か。	非常に長期の商品が大宗を占めるなど、ポートフォリオの設計次第では、社外からの購入を困難にし、実質的な内外差別につながりうることから、各事業者に卸売のポートフォリオ(各卸売商品の期間と割合※販売計画と契約実績)を提出することを求め、その合理的な理由(例:小売事業者のニーズ、燃料の調達、適切な費用回収等の観点)の確認が必要ではないか。	
С	内外無差別な卸売の実 効性確保策 ③情報遮断	_	単年卸と同項目を確認。	(略) ※単年卸と同項目 ※ただし、先般のフォローアップにて、担当部門が 社内外で異なる事例が確認されたため、以下 を項目に追加(単年卸の項目にも追加) ・社内外で卸取引の担当部門が同一か
D	オプション価値	-	(社内がアクセスできるオプションに社外もアクセスできるという 観点から、Bの定型商品に明記)	(略) ※単年卸と同項目
(E)	長期契約	確認項目となるか否か。	本資料にて細分化している項目のため、別建てしない。 (長期卸の確認項目からは削除)	-

長期卸における内外無差別な卸売の評価に係る論点(2/3)

_		<u> </u>		
	確認観点	長期に特有の論点	対応の方向性(案)	確認項目(案)
Е	転売禁止	_	単年卸と同様、離脱需要等の需要変動分は転売してもよい 旨を買い手に対して明確に記載・説明することが求められるの ではないか。また、そもそも競争促進の観点からは、転売制限 の必要性そのものを見直すことが望ましいのではないか。	(略) ※単年卸と同項目
F	エリア内限定の供給	_	単年卸と同様、エリア需要での上限設定(+保有電源の控除)等については、実質的な内外差別につながりうることから、こうした制約は設定しないことが求められるのではないか。	(略) ※単年卸と同項目
			長期商品で取引額が大きくなると、与信評価が実質的な内外差別につながる可能性が高くなることから、特に自社小売の与信を考慮しない事業者については、前払いや支払保証等、 社外小売への合理的な選択肢を提供することがより強く求められるのではないか。	(略) ※単年卸と同項目
G	価格以外の評価基準 (与信評価・取引実績 評価)	績を評価する合理性はあるか。 その他、価格以外の評価	取引実績評価は、単年度契約を積み重ねた実績から、今後も中長期的に安定的な取引関係が見込める事業者を優先するという趣旨であるとすれば、長期卸においては、そもそも中長期的に安定的な取引関係にコミットして契約締結するため、取引実績を評価する必要はないのではないか。与信評価の観点から取引実績を評価するのであれば、与信評価の一環として評価すればよいのではないか。長期卸に固有の評価基準がある場合(例えば、不可抗力事由の取り扱い)、当該項目における内外無差別性の確認も必要となるのではないか。	(略)※単年卸と同項目
H ※ 追加	一律の価格(体系)での 販売に特有の確認項目	一律の価格(体系)の 提示を行うスキームにおい て、確認すべき点は何か。	最低購入単位、および、希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法について、合理的か確認すべきではないか。	・最低購入単位は合理的か(明らかに自社小売しか買えないような量になっていないか) ・希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的か(プロラタ配分等)
I	入札制に特有の確認項 目	-	入札の場合は単年卸と同項目を確認。	(略) ※単年卸と同項目
J	ブローカー制に特有の確認項目	-	ブローカー制の場合は単年卸と同項目を確認。	(略) ※単年卸と同項目
K	相対交渉に特有の確認 項目	-	相対交渉の場合は単年卸と同項目を確認。	(略) ※単年卸と同項目

10

長期卸における内外無差別な卸売の評価に係る論点(3/3)

	確認観点	長期に特有の論点	対応の方向性(案)	確認項目(案)
L	相対卸契約価格(結果)	社内外の契約価格が無 差別となっているかの確認 に加え、絶対的な価格水 準の合理性についても確 認する必要があるか。	価格がつり上げられて高すぎないか、プライススクイーズが起きていないかを監視する必要があるとの御指摘があったところ。この点については、確認観点M「小売価格への反映」において、単年卸や期中卸も含めた調達価格と小売価格との大小関係を包括的に確認し、「小売価格≦調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、社内・グループ内の発電部門に売り手が設定した価格(入札の最低価格、一律の販売価格等)が不当に高く設定されていないかを確認することとしてはどうか。また、長期脱炭素電源オークションの内外無差別規律の監視にあたっては、意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、一律の販売価格や入札	して算出 ⇒・【「小売価格≦調達価格」となっている場合:】社内・グループ内の売り手が設定した価格(入札の最低価格、一律の販売価格等)が不当に高く設定されていないか ・【長期脱炭素電源オークション落札電源の場合:】売り手が設定した価格(入札の最低価
М	小売価格への反映	長期卸価格のみと小売 価格を比較する必要があるか。	小売事業者の調達全体の平均価格と小売価格の大小関係を比較すべきと考えられることから、長期卸価格のみとの比較を行うのではなく、長期・単年度・期中の調達価格の加重平均と小売価格との大小関係を確認することとしてはどうか。 (※長期卸、単年卸に共通の確認項目とし、その確認結果を両方に共通の評価として反映することを想定。)	-

(A.B.C.)内外無差別な卸売の実効性確保策に係る確認項目(案)1/2

- ▶ 内外無差別な卸売の実効性確保策: ①交渉スケジュール、②卸標準メニュー、③発電・小売間の情報遮断等について、実際の取組状況を特に重要な項目として確認する。
 - ※単年卸の項目から変更した点は赤字表記(以下全ての項目において同様)

	確認観点	No.	確認項目*1	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
A	交渉スケ	1	内外無差別な交渉スケジュールを事 前に明示していたか	社内外で同一の交渉スケジュールを 明示している	合理的な理由なく、社内外で異なる スケジュールを明示していた事例は確 認されなかった	合理的な理由なく、社内外で異なる スケジュールを明示していた
	ジュール	2 ★	内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか	社内外で同一の交渉スケジュールで 交渉が実施されていた(ただし、社 外小売側の事情、契約期間のずれ による場合は除く)	合理的な理由なく、社内外で異なる スケジュールで交渉が実施されていた 事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内外で異なる スケジュールで交渉が実施されていた
		3	内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	社内外で同一の卸標準メニューを公 表している	合理的な理由なく、卸標準メニュー を設定していないことは確認されな かった	合理的な理由なく、卸標準メニュー を設定していない
		4	長期卸の契約期間の設定には合理的な理由があるか	-	長期卸の契約期間の設定に合理的な理由(例:小売事業者のニーズ、燃料の調達、適切な費用回収等の観点)が確認された	長期卸の契約期間の設定に合理的な理由が確認されなかった
В	卸標準メ	5	卸売のポートフォリオ(各卸売商品の期間と割合※販売計画と契約実績)に合理的な理由があるか	_	卸売のポートフォリオに合理的な理 由が確認された	卸売のポートフォリオに合理的な理 由が確認されなかった
		6 ★	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉・契約締結されたか(大きな乖離がないか)	相対卸契約量の大宗が卸標準メニュー(合理的な理由があれば、公表されたものに限らない)を基に交渉・契約締結され、且つ卸標準メニュー以外の交渉・契約について合理的な理由が確認できた(ただし、社外小売側の事情による場合は除く)	合理的な理由なく、卸標準メニュー 以外の交渉・契約締結がなされた事 例は確認されなかった	合理的な理由なく、卸標準メニュー 以外の交渉・契約締結がなされた

(A.B.C.)内外無差別な卸売の実効性確保策に係る確認項目(案)2/2

● <u>③発電・小売間の情報遮断等</u>について、<u>内外無差別な体制の確保</u>が本来の目的であることを 踏まえ、そもそも長期卸の<u>卸担当部門が内外同一か</u>についても確認する。なお、本項目は今後の 単年卸のFU(次回は11月頃に専門会合にて報告予定)においても確認項目に追加する。

		確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価	ā基準(例)
			7	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在するか	-	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在する		≦断の社内規程・社内取引の 定めた文書が存在しない
С		情報遮断 等	8 ★	情報遮断の取組を実施しているか	長期卸に関する特に重要な情報 ^{※2} について、システムのログイン記録等の証票、または同等の仕組みにより情報遮断の取組の実効性が確認できた	情報遮断に関する具体的な取組の説明があった		≦断に関する具体的な取組の がなかった
			9 ★	社内外で卸取引の担当部門が同 一か	社内外で卸取引の担当部門が同一。または、顧客窓口は異なるが、合理的な理由があり、且つ、顧客窓口以外に統括する別の部門等において内外無差別なプロセスが担保されていることが確認された	合理的な理由なく、社内外で卸取引の担当部門が異なることは確認されなかった		りな理由なく、社内外で卸取 2当部門が異なる
				担保する体制の確保について	左2日24日)	参考)内外で卸取引の窓口が異なる事業者		第86回制度設計専門会合(2023 年6月27日)資料5より抜粋
		進捗状況を確認	することと	保する体制を確保するため、以下の取組を求め、今後、そのにしてはどうか。 社内取引の文書化のさらなる徹底】		東電田Dは、グルーブ外事業者を対象にした23年度郵標準メニューがHD・RPをまとめ HD企画に一本化した。との説明があった。 JERAは、情報遮断の観点から顧客担当窓口を分けているが、プロセスや商品設計・・		
	•	発電・小売部門間 程 を整備する。	間の情報	设遮断のさらなる徹底に向けて、 情報遮断に関する社内の規		まない別のチームで内外無差別に対応している。との説明があった。 九州電力は、発電利潤の最大化に取り組むことを目的に、新電力向けの卸販売を担 げた、との説明があった。		
		作成する。 監視委によるフォロ]ーアップ	契約と比較可能な粒度で、社内取引の条件を定めた文書を に際しては、上記に加えて、 <u>卸取引を担当する部門の組織</u>	東海	対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象	B当部署が異なる理由 ・RPをまとめた商品とし するため。	
	•	上の位置付け等についても確認し、内外無差別な卸売にかかるコミットメントの実効性が確保されているかどうかの判断にあたって考慮することとしてはどうか。 ● 具体的には、現在、企画部門など(小売部門でも発電部門でもない部署)が卸売を			ЭЕ	>ユニット これら立~3の窓口相互開て信託)ではないかとの疑い 第四、3新環力の窓口 一で対応 (2026年) 提遍所措置を講じている。	を持たれかなない。 2037を、少なくもユニッ 直以降の推放年商品でも、 る)。他万で、内外無差別
		ずスポット市場へ を追求するインセ	の売り入 ンティブ	事業者が大宗だが、発電部門が卸取引(相対卸のみなら、 、札も含め)を実施する体制を整えるなど、発電利潤最大化 が適切に機能する体制が構築されているかどうかを確認し、 か件を確認する際の考慮要素としてはどうか。		※たた。ブローからたた政中は、JERAI/ラルディグドに宝施、 JERAI/ラルデクゲとの変しがは、最優化域が部 独会ボーフス リブ戦時部 統合ホートフォリズ戦和エット 土空 ・・企業・総合・アンスリス戦和エット ・・企業・総合・アンスリス戦和エット ・・企業・総合・アンスリス戦和エット ・・企業・総合・アンスリス戦和エット ・・企業・総合・アンスリス戦和エット ・・企業・総合・アンスリス戦和エット ・・企業・総合・アンスリス戦和エット ・・企業・総合・アンスリス戦和エット ・・企業・総合・アンスリスリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリ	保するというのが弊社の を目的に、新電力向に 2月に立ち上げたため	7相線23年の基本系型と 1の創販売を担当する組織
		PN7↑無左別な即	元の天外	かけて 唯 あいする 除り		社外: 企画・需給本部 卸電力販売センター ※6/12公表の2023年度開中向 ターに一本化した。	け職力卸取引では卸售	世当市審を封職力限売せン

(D.)オプション価値に係る確認項目(案)

■ B.の<u>卸標準メニューにおいて、オプション価値(通告変更量・期限)が社内外で同一に設定されているか</u>を確認する。また、実際の運用が社内に有利に行われていないかについても特に重要な項目として確認する。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
	オプション	10 ★	社内外で無差別にオプション価値 (通告変更量・期限) が設定され ているか	社内外で同一のオプション価値が設定されている。または社内外ともにオプション価値が設定されていない	合理的な理由なく、社内に社外より 有利なオプション価値が設定されて いることは確認されなかった	合理的な理由なく、社内に社外より 有利なオプション価値が設定されて いる
U	価値	11 ★	オプション価値について、社内で契約 書等の規程に基づき、厳格な運用 が行われているか		合理的な理由なく、量や期限の柔 軟な変更等、社内に有利な運用が 行われている事例は確認されなかっ た	合理的な理由なく、量や期限の柔 軟な変更等、社内に有利な運用が 行われている

(E.F.)転売禁止・エリア内限定の供給に係る確認項目(案)

- <u>社内外の卸契約ともに転売禁止を求めている場合については、需要離脱等の需要変動分は転売してもよい旨を買い手に対して明確に記載・説明することが求められるのではないか。</u>
- <u>エリア需要による上限の設定や保有電源の控除等</u>については、単年卸と同様、<u>自社小売に実</u> **質的に有利な条件**となるため、**内外無差別が担保されているとは評価できない**のではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
E	転売禁止		卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか。 また、実質的に自社小売に有利な 条件となっていないか		合理的な理由なく、社外との卸契約 においてのみ転売禁止を求めている ことは確認されなかった	合理的な理由なく、社外との卸契約 においてのみ転売禁止を求めている
F	エリア内限定の供給	13 ★	卸契約に、エリア需要での上限設定 やエリア内限定販売など、エリア内で の供給を前提とした条件がある場合、 内外無差別に設定されているか。 また、実質的に自社小売に有利な 条件となっていないか	社内外の卸契約ともにエリア内供給 を前提とした条件がない。	合理的な理由なく、社外との卸契約 にのみエリア内供給を前提とした条 件があることは確認されなかった	合理的な理由なく、社外との卸契約 にのみエリア内供給を前提とした条 件がある

(G.)与信評価・取引実績評価に係る確認項目(案)

- <u>与信評価</u>について、<u>長期間で、取引額が大きくなると、実質的な内外差別につながる可能性が高くなる</u>ことから、特に自社小売の与信を考慮しない事業者については、<u>前払いや支払保証等、</u> <u>社外小売への合理的な選択肢の提供が求められる</u>のではないか。
- 長期卸において、過去○年以降/○年間の取引実績のみを評価して優先交渉・契約する合理性が乏しいことから、与信評価の一環として評価することはよいが、取引実績のみで優先交渉するべきではないのではないか(=総合的な与信評価の結果として、取引実績のない事業者が優先されることもありうる)。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
				外部機関等の客観的な基準により 評価を行っており、且つ、前払いや支 払保証等、社外小売への合理的な 選択肢の提供が確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた
	与信評	15	与信評価の結果、前払い条件や、 契約不可とした事例がある場合、判 断根拠は何か	-	与信評価の結果、合理的な判断根 拠なく、社外にのみ前払い条件や契 約不可とした事例は確認されなかっ た	与信評価の結果、合理的な判断根 拠なく、社外にのみ前払い条件や契 約不可とした事例があった
G	価·取引 実績評価	16 ★	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	取引実績は与信評価の一要素として扱い、取引実績のみで評価していないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた事例は確認されな かった	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた
		17 ★		与信評価・取引実績評価以外に、 価格以外の評価基準は存在しない。 または、その他の評価基準は存在す るが、明らかに社内に有利な評価基 準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた事例は確認されな かった	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた

(H.)一律の価格(体系)での販売に特有の確認項目(案)

- 長期卸において一律の価格(体系)での販売を実施した事業者には、**最低購入単位、および希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的な設定か**について、実質的な内外無差別の観点から特に重要な項目として確認する。
- なお、合理的な配分方法の例としては、希望量に応じたプロラタ配分等が挙げられるのではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
	一律の価格(体系)	. 🖜		最低購入単位について、明らかに自 社小売しか買うことのできない量の設 定になっていないことが確認できた		
-	H での販売 に特有の 確認項目		 		合理的な理由なく、明らかに自社小 売に有利な配分方法となっていたこ とは確認されなかった	合理的な理由なく、明らかに自社小 売に有利な配分方法となっていた

(I.)入札制に特有の確認項目(案)

- 長期卸において入札を実施した事業者には、自社小売/グループ内小売が入札に参加した上で、 最低価格が内外無差別に公表または非公表とされていたかについて特に重要な項目として確認する。
- なお、最低価格が非公表の場合には、社内での情報遮断を確認する必要がある。一方、最低価格が公表の場合にも、エリア需要による上限が設定されることで、結果的にエリアで圧倒的な需要を持つ自社小売に有利に働いていないか、確認する必要がある。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
		20	自社小売 <mark>(グループ内小売)</mark> が入 札に参加しているか	-		自社小売(<mark>グループ内小売)</mark> は入 札に参加していない
I	入札制に 特有の確 認項目	21 ★	最低価格は社内外ともに公表、または非公表だったか。非公表の場合、 自社小売のみが知る方法はなかったか	最低価格は社内外ともに公表していた。または最低価格は非公表としていたが、卸部門と小売部門で最低価格に関する情報遮断がなされていたことが確認できた	最低価格は非公表としていたが、非 公表としていた合理的な理由が確認 できた	合理的な理由なく、最低価格を非 公表とし、社内にのみ開示していた
		22	予定供出量は社内外ともに公表、 または非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	予定供出量は社内外ともに公表していた。または予定供出量は非公表としていたが、卸部門と小売部門で予定供出量に関する情報遮断がなされていたことが確認できた	予定供出量は非公表としていたが、 非公表としていた合理的な理由が確認できた	合理的な理由なく、予定供出量を 非公表とし、社内にのみ開示してい た

(J.)ブローカー制に特有の確認項目(案)

● 長期卸においてブローカー取引を実施した事業者には、**自社小売/グループ内小売が優先的に** 数量を確保することがなかったかについて特に重要な確認項目とし、ブローカーからのデータ提供 等を通じて確認する。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
			自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	売りを出してから買いが入るまでのレスポンスタイムを社内外で比較する等により、自社小売が売りのタイミングを把握しているということはなかったことが確認できた	自社小売が売りのタイミングを把握し ている事例は確認されなかった	自社小売が売りのタイミングを把握し ている事例が確認された
J	ブローカー 制に特有 の確認項 目	24 ★	売りについて明らかに自社小売しか 買えないような大きなボリュームとする ことで、自社小売が優先的に数量を 確保することがなかったか	明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていないことが確認できた	合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、明らかに自社小 売しか買うことのできない量の売りが 出されていた
		25	ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、社外小売が不利にならなかったか(例えば、社内小売と判明した後に、条件を良くする、買い価格より安くする等の交渉は行われなかったか)	個別条件の交渉は一切なく、匿名 の買いから先着優先で交渉に移った 後は、支払い条件のみの協議を行っ ていた	合理的な理由なく、自社小売に対し て条件を良くする、買い価格より安く する、等の交渉が行われた事例は確 認されなかった	合理的な理由なく、自社小売に対し て条件を良くする、買い価格より安く する、等の交渉が行われた

(K.)相対交渉に特有の確認項目(案)

- 長期卸において相対交渉を実施した事業者には、入札制やブローカー制と比較して透明性に劣るため、プロセスまたは結果のいずれかにおいて内外無差別性が担保されているかどうかについて、特に重要な確認項目として説明を求める。
- また、交渉が行われず一方的に契約可否が通知された事例がなかったか、仮にそうした事例があった場合に合理的な理由があったのか、についても確認する。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
K	相対交渉に特有の		プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較・評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	価格と条件の比較・評価において、 社内外同一の基準で実施したことが 確認できた(条件が異なる場合の 価格差について合理的な説明があっ た)。あるいは、社内外で同一条件 の契約が同一価格であることが確認 できた		合理的な理由なく、社内を有利に評価、契約した事例が確認された
K	確認項目	27	どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせずに契約可否を通知したか	-	全ての場合において受給条件の協議を実施した。または、合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例は確認されなかった	合理的な理由なく、協議をせずに契 約可否を通知した事例が確認され た

(L.)23年度相対卸契約価格の結果に係る確認項目(案)

- 各社が長期商品の交渉・契約を実施した結果、卸契約価格が内外無差別となっているかについて確認する。
- ただし、結果として自社小売の卸契約価格が社外小売の卸契約価格より安くなっている場合でも、その他の特に重要な確認項目において内外無差別に相対卸交渉を実施したと評価できる場合は、内外無差別の観点で問題ないと評価されるのではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
L	相対卸 契約価格 (結果)	28	当に安くなっていないか。(仮に自社小売の契約価格が社外小売の契	結果として、供給条件の差異等を適切に補正したうえで、自社小売の契約価格≥ <mark>社外小売</mark> の契約価格となっている	社小売の契約価格と社外小売の	結果として、合理的な理由なく、自 社小売の契約価格 < <mark>社外小売</mark> の 契約価格となっている

売り手が設定した価格の合理性について

- 第64回電力・ガス基本政策小委員会(2023年8月8日開催)において、内外無差別な卸売りが行われていたとしても、
 ないかを監視する必要があるとの御指摘があったところ。
- この点については、確認観点M「小売価格への反映」において、単年卸や期中卸も含めた調達価格と小売価格との大小関係を包括的に確認し、「小売価格≦調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、売り手が設定した価格(入札の最低価格、一律の販売価格等)が不当に高く設定されていないかを確認することとしてはどうか。

第64回電力・ガス基本政策小委員会(2023年8月8日開催)議事要旨 委員コメント(一部抜粋)

- ・内外無差別に価格を釣り上げていくということが起きうる。監視等委員会かと思うが、電力価格にはよくモニタリングしていただきたい。
- ・内外無差別であっても競争環境が適正かどうか、監視等委員会がモニタリングする必要がある。
- ・内外無差別であっても高すぎる価格をつけている場合は、問題がないとはいえない。 また内外無差別であれば、プライススクイーズのような問題も起きないということは間違い。
- ・燃料価格が上がっている中では、内外無差別と言いながら価格上昇にならないように見ていくべき。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
VI I	小売価格 への反映		標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格 (規制部門含む ^{※1})に反映されて いるか	クトネロネ詞達甲៕)」ヒムプいる。また	(規制部門含む)≦(電刀調達 単価+非化石証書外部調達単 価) となっていることは確認されな	合理的な理由なく、「小売平均単価 (規制部門含む)≦(電力調達 単価+非化石証書外部調達単 価)」となっている

売り手が設定した価格の合理性について 長期脱炭素電源オークション落札電源の場合

● また、長期脱炭素電源オークションの内外無差別規律の監視にあたっては、意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、売り手が設定した価格(入札の最低価格、一律の販売価格等)が不当に安く設定されていないかについても別途確認すべきではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
N	長期脱炭素電源オークション特有		売り手が設定した価格(入札の最 低価格、一律の販売価格等)が不 当に安く設定されていないか	-	意図的に還付を回避していない (例:売り手が設定した価格(入札の最低価格、一律の販売価格等)が可変費より高い価格で設定されている)ことが確認できた	意図的に還付を回避している (例:売り手が設定した価格(入 札の最低価格、一律の販売価格 等)が可変費以下で設定されてい る)

評価基準に基づく内外無差別性の確認を必要としない場合について

- 長期の卸取引については、原則として、前頁までにお示ししてきた評価基準に基づいて、今後、内外無差別性の確認を定期的に行っていくことを想定しているが、以下の類型の取引については、 当該評価基準に基づく評価の対象外と整理してはどうか(次頁以降に詳述)。
 - ① 再工ネ等の需要家との長期取引 (コーポレートPPA)※短期契約 (1年以下) も同様
 - ② 火力電源入札の落札電源に紐づく卸取引
 - ③ 電源建設者の発意での建設による電源に紐づく卸取引 (コミットメント前の既存契約分)

再エネ等の需要家との長期取引(コーポレートPPA)

- 再エネ発電事業者が需要家と長期の電力購入契約を結ぶ電力調達形態(コーポレートPPA)
 においては、契約形態等が通常の卸取引とは大きく異なるため、本日御議論いただく評価基準に基づく評価の対象外と整理してはどうか。
- ただし、フィジカルPPAの場合には、小売電気事業者が介在するため、小売電気事業者を決定する際に、合理的な理由なく、社内・グループ内小売を有利に扱っていないかという点は別途確認する必要があるのではないか。
- また、長期脱炭素電源オークションの内外無差別規律の監視にあたっては、グループ会社の需要家に不当に安く販売する等して意図的に還付を回避することを防止するため、個別事例ごとに売り手が設定した価格(入札の最低価格、一律の販売価格等)が不当に安く設定されていないかも併せて確認すべきではないか。

コーポレートPPAの分類 本資料の評価対象外の理由と内外無差別性の確認方法 理由:小売電気事業者が介在しないため。 オンサイトPPA 確認:-自己託送の 理由:小売電気事業者が介在しないため。 確認:-フィジカルPPA 需要家との長期取引 (コーポレートPPA) フィジカルPPA 理由:契約形態等が通常の卸取引とは大きく異なるため。 オフサイトPPA ※小売電気事業者が 確認:社内・グループ内事業者が介在する場合に、その合理性を確認。 介在する必要あり 理由:環境価値のみを提供し電気の取引が存在しないため。 バーチャルPPA

確認:-

火力電源入札の落札電源に紐づく卸取引

● **単年卸の整理と同様、火力電源入札の落札電源に紐づく契約**については、旧一般電気事業者が自社の小売需要に対して入札により電源調達したものであると考えられることから、小売部門が調達した電源と見なしてそもそも内外無差別な卸売の対象外と整理してよいのではないか。 ※従来から当該電源を卸売の原資としている事業者に対し、変更を求めるものではない。

(参考) 新しい火力電源入札の運用に係る指針

第86回制度設計専門会合(2023年6月27日)資料5より抜粋

- 「新しい火力電源入札の運用に係る指針」によると、**みなし小売電気事業者(=旧一般電気事業者の小売 部門)が新設・増設・リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合**、指針に基づいて入札を実施する必要がある。つまり、本入札の実施主体は小売部門であり、**小売部門が調達する電源である**と言える。
- また、指針によると、「**自社及び他の事業者が応札できること**」とされ、「将来の電源開発計画、その内訳としての各年度の入札対象量(枠)、募集時期、調達期間を可能な限り明らかにするとともに、その内容を各社のホームページに掲載する等、広く一般に公表すること」とされているため、本入札は社内外に等しく機会が開かれたうえで、結果的に自社発電部門が落札し、小売部門が調達した電源であると言える。

第5回火力電源入札専門会合(2019年3月18日)資料3より抜粋

制度の趣旨

- 現行の火力電源入札制度は、競争が十分機能するまでの間の経過的な特定小売供給約款の料金の適正性を確保することを目的とした制度であり、法律上の義務ではないが、入札を経た電源は落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ていないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定するという仕組みの下で運用されてきた。
- また、以下のような状況の下、発電市場への競争導入を促すことにより、発電コストの低減を促す 意義も期待されていた。
 - 平成24年の制度再開当初、新電力の販売電力量シェアは2.5%に過ぎず市場競争は限定的であり、また、低圧部門については一般電気事業者はよび規制料金制度下であったため、旧一電小売部門は電源調達価格を総括原価に転嫁して費用回収することが容易な構造とかていた。
 - ごれを旧一電発電部門側から見ると、同一経営体の小売部門が固定費込みの電力を調達することが当たり前であったため、発電スパそ必ずした十分意識しない可能性があった。加えて、当時は却が市場も十分に機能していなかったため、市場価格を意識した発電経営を行う意識と必ずしましたではなかったと考えられる。
 - 予発電への新規参入者 (IPP) の側から見ると、当初は旧一電以外の買い手が限定的であった中、発電市場へ参入する貴重な機会を提供するものでもあった。

■ (参考)制度改訂の経緯

平成7年	電気事業法改正。卸電気事業に係る参入規制の原則撤廃に併せて火力入札制度を導入	
平成12年	一般電気事業者の自社分を含めた火力全面入札制度を導入	
平成15年	卸電力取引所の整備を契機として制度廃止	
平成24年	東日本大震災後、電力の安定供給と電気料金の一層適正な原価の形成を促すことを目的として、「新たな火力電源入札制 度」として再開	
平成25~27年度	総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会火力電源入札ワーキンググループにおいて実施 (事務局:資源エネルギー庁)	
平成27年9月	電力取引監視等委員会の設置に伴い、火力電源入札専門会合へ	
平成28年5月	電力全面自由化を契機に、競争が十分機能するまでの間の経過的な特定小売供給約款の料金の適正性を確保する目的のもとで抜本的に見直し	2

「新しい火力電源入札の運用に係る指針(5次改訂)」より抜粋

2. 入札の実施を要する電源

(1) みなし小売電気事業者が新設・増設・リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合は、原則全ての火力電源を本指針に基づく入札の対象とし、自社及び他の事業者が応札することができることとする(型)。ただし、みなし小売電気事業者が他の事業者(当該みなし小売電気事業者の子会社等を除く。)が建設する火力電源から供給を受けようとするときであって、当該電源の建設が当該他の事業者の発意で行われると認められる条件として定める以下の各条件の全てに適合している場合には、火力入札を不要とする。

3. 入札実施方法に係る基本的考え方

(2)入札対象量(枠)や入札のスケジュールについては、発電事業者の予見可能性を高めるため、電気事業法第29条の規定に基づきみなし小売電気事業者が経済産業大臣に供給計画を提出する際に、将来の電源開発計画、その内訳としての各年度の入札対象量(枠)、募集時期、調達期間を可能な限り明らかにするとともに、その内容を各社のホームページに掲載する等、広く一般に公表することとする。

電源建設者の発意での建設による電源に紐づく卸取引

- 火力電源入札専門会合において整理された「電源建設者の発意での建設に関する条件」に基づいて建設された電源に紐づく契約については、コミットメント以前(既存契約分)の場合、本資料の評価方針に基づいて過去に遡って当該契約自体のプロセスを評価されるものではない。他方、結果として現時点の契約条件(通告変更期限等)が社内・グループ内に有利な設定となっている場合、単年の評価において、現時点で内外無差別が担保されている(◎)と評価はできない(○評価)のではないか。
- ただし、当初からグループ内小売のみとの契約を想定していた既存長期卸に比して、一定の条件 (「売り先を公募で募集するなど、当該電源の売り先の決定を電源建設者が主体的に行う仕 組みとなっていること。」)を満たすプロセスを経ていることを踏まえると、必ずしも、当該契約期間 が終了するまで評価が継続されるのではなく、当該契約条件の改善、当該契約に基づく卸売 量が卸売全体に占める割合、他の長期卸の内外無差別性とその卸売量が卸売全体に占める 割合等によって、総合的に判断することとしてはどうか。

【指摘事項1】入札が必要となるのがどのような場合か精査が必要③ (電源建設者の発意に関する条件)

- 電源建設者が自らの発意で建設しており、みなし小売電気事業者が深く関係しないと認められる電源は、みなし小売電気事業者が主体となって入札するという本制度の趣旨に馴染まない。
- 自らの発意で建設するものかどうかについては、以下の条件に合致するかどうかで判断することとしてはどうか。

雷源建設者の発意での建設に関する条件

電源建設計画が、下記の条件を全て満たしていれば、電源建設者が自らの発意で建設しており、 みなし小売電気事業者が深く関係しないと認められることから、みなし小売電気事業者が当該建設 者から調達するとしても、入札の実施は不要と整理できるのではないか。

- 【条件1】 電源の売り先のみなし小売電気事業者が、当該電源の<u>設備投資計画や資金計画</u> の方針決定を支配する契約等による電源建設者への影響力を有していないこと。
- 【条件2】 当該電源の建設に係る資金調達が、電源の売り先の<u>みなし小売電気事業者及びその子会社・親会社・兄弟会社からの資金融通で行われていない</u>こと

 (※1) 展開での売電契約は安定収入を確保できる点で資金調達の一助となる面があるが、みなし小売電気事業者と長期契約

 本誌応ごたけては、資金機能と考えない。
- 【条件3】 売り先を公募で募集するなど、当該電源の売り先の決定を<u>電源建設者が主体的に</u> 行う仕組みとなっていること。 (※2) 公募の場合、調速規模や財務基盤などについて参加資格を設定することも考え得るが、参加資格が実質的にみない小売

電気事業者に限られる内容となっている場合は、電源建設者が主体的に売り先の決定を行っていると考えることはできない。

第4回火力電源入札専門会合 (2016年3月31日) 資料3より抜粋

【目次】

- I. 長期の卸取引における内外無差別な卸売の評価方針(案)について
- Ⅱ. JERAによる26年度以降の長期卸販売(第1回目)の事後評価について
- Ⅲ. 23年度単年卸の評価結果(案)について(前回評価時点で未確認となっていた項目)

本日御議論いただきたい内容

- 第86回制度設計専門会合(2023年6月27日開催)で取り上げたとおり、JERAは、2026年度以降を受給対象年度とする長期商品の販売について、一部プロセスを見直し、23年度中に3回に分けて販売を行うことを公表した。
- JERAによる長期商品の卸売販売が行われた場合には、年2回のフォローアップに加え、その都度、 卸売結果について内外無差別の観点から問題がないか監視等委が確認していくことと整理したと ころ、今般、第1回目の卸販売が終了したことを受けて、パートIで御提示した評価方針案に基 づいて評価を行った。その結果を御確認・御議論いただきたい。

【参考】JERA 26年度以降の複数年商品について

- JERAは、昨年12月、ベース・ミドル需要に対応する**2026年以降を受給対象年度とする複数年** 契約商品の販売を公表し、現在そのプロセスを進めているところ。
- グループ内外を問わず募集を行い、事前審査を通過した申込者に対し、商品等の詳細を開示、申込者による希望の提示等を経て、契約の締結へと進む予定。
- 今般の(23年度の単年の相対契約を対象とする) 評価の対象外ではあるものの、現時点で、 内外無差別の観点から留意すべき点等はあるか。

	①ベース商品	②ミドル商品	
供給開始時期	2026年4月		
供給エリア	50Hz/60Hzエリア ※50Hzは東京エリア、60Hzは「	中部エリアでの受渡し	
電源種	石炭火力/ガス火力		
需要への対応	小売電気事業者のベース需要 に対応することを想定	小売電気事業者の変動需要に 対応することを想定	
供給期間	4~6年間(より長期の契約も協議可能)		
料金体系	2部料金(基本料金、従量料金	È)	
燃料価格	燃料費調整(ベース需要への 対応を踏まえ、別途当社が指 定する燃料価格指標による)	燃料費調整(変動需要への 対応を踏まえ、別途当社が指 定する燃料価格指標による)	
最低契約数量	5MW		

販売プロセス (スケジュールは12/14公表時点の情報)

- (1) 販売商品・プロセス等に関する説明書公表:2022年12月14日
- (2) 事前審查^{※1,2}の申込期限:2023年1月20日
- (3) 事前審査※1,2の結果通知:2023年2月上旬
- (4) 販売商品およびプロセス等の詳細情報開示:2023年2月上旬
- (5) 申込者による商品の検討:2023年2月上旬~4月下旬
- (6) 申込者による希望契約量の提示:2023年5月上旬
- (7) 契約量の決定: 2023年5月下旬
- (8) 契約の締結: 2023年6~7月頃

※1 与信基準(申込者の信用、申込者の親会社等の保証提供可否等にもとづき 判断)、および販売量基準(販売電力量実績、保有電源等にもとづく需給バランス の充足状況と電力引取りの蓋然性により判断)を満たしていることを事前審査におい て確認(いずれも非公表)

※2 提出書類:

①事前審査申込書、②秘密保持誓約書、③財務情報等(外部格付、債務保証金額、保証提供可否等の回答+直近3カ年分の財務諸表)、④販売電力量実績等(50Hz/60Hzエリア毎)、⑤保有電源(エリア、発電方式、設備容量、運転状態等の詳細情報一覧)

JERA 26年度以降長期商品 第1回販売の評価結果(案)サマリ 1/2

- 第1回卸販売について、概ね内外無差別に販売が実施されていたものの、「エリア内限定の供給等」の観点において、**販売量上限の設定が、実質的にグループ内事業者に有利な条件となりう**ることから、総合評価として**内外無差別が担保されているとは評価できない**のではないか。
- ただし、必ずしも、初回の長期商品の販売に対する評価結果が、当該長期商品の契約期間に おいて継続されるべきではなく、2回目以降の販売の改善状況や、1回目の卸売量と2回目以 降に内外無差別と評価された卸売量の比率等によって、総合的に判断すべきではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎○×評価(確認対象外の項目は"-"※総合評価には影響しない)
			事前の明示	
Α	内外無差別な卸売の実効性確保策①交渉スケジュール	2★	実施スケジュール	
		3	事前の公表	
_	中は何美の大切寺の安かは夜に笠の灯梅港リー	4 ^{※1}	長期契約の期間	0
В	内外無差別な卸売の実効性確保策②卸標準メニュー		卸売のポートフォリオ	0
			卸標準メニューの交渉	©
			社内規程·取引書	-
С	内外無差別な卸売の実効性確保策③情報遮断等	8★	情報遮断の取組	
			卸取引の担当部門	•
	ナー・・ / 1 / 1	10★	内外同一の設定	•
D	オプション価値		規程に基づいた運用	
E	転売禁止	12★	転売禁止有無	•
F	エリア内限定の供給等	13★	エリア内限定供給等	0

JERA 26年度以降長期商品 第1回販売の評価結果(案)サマリ 2/2

	確認観点	No.	確認項目	◎○×評価(確認対象外の項目は"-"※総合評価には影響しない)
			与信評価基準	
	 	15 ^{**2}	前払い等の判断根拠	0
G	価格以外の評価基準(与信評価・取引実績評価) 	16★	取引実績評価基準	-
		17★	その他の評価基準	-
		18★	最低数量の合理性	
Н	一律の価格(体系)での販売に特有の確認項目 ※1	19★	量の配分の合理性	
			自社小売の参加	-
I	入札制に特有の確認項目 ※1	21★	最低価格の公表	-
		22	予定供出量の公表	-
		23★	売りタイミングの把握	-
J	ブローカー制に特有の確認項目 ※1	24★	売り入札量の大きさ	-
		25	個別条件の交渉	-
K	相分六头/特有小碗部百日 ×1	26★	プロセス/結果の無差別	_
L	相対交渉に特有の確認項目 ※1		受給条件の協議	-
L	相対卸契約価格(結果)	28	内外卸契約価格差	
М	小売価格への反映	29	小売価格への反映	_*3

^{※1} これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする

^{※2} これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価もしくは×評価となる

^{※3} 単年卸等を含めて評価する必要があるため、今回、長期卸単独での評価は行わない

(A.B.C.)内外無差別な卸売の実効性確保策に係る確認結果

▶ 内外無差別な卸売の実効性確保策:<u>①交渉スケジュール、②卸標準メニュー、③発電・小売</u> 間の情報遮断等について、内外無差別が担保されていることを確認した。

	確認観点	No.	確認項目 ^{※1}	JERA
	交渉スケ	1	内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか	◎ (内外無差別なスケジュールを申込者に対して通知)
A	ジュール	2 ★	内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか	◎ (通知したスケジュールどおりに内外無差別に交渉実施)
		3	内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	◎ (ベース・ミドルの2商品についてそれぞれエリア別(50・60Hz)・燃種別(石炭・ガス)の4区分の商品を内外無差別に公表)
	知無後以	*3 4	長期卸の契約期間の設定には合理的な理由があるか	○(4~6年を基本とし、より長期の契約も協議可能としたうえで、新電力のニーズも 踏まえた結果、最長で10年契約)
В	卸標準メ ニュー 	*3 5	卸売のポートフォリオ(各卸売商品の期間と割合)に合理的 な理由があるか	○(1回目の長期商品の募集量は26年度以降の保有電源の15~20%程度。3回合計で45~60%程度。定検や、アンモニア・水素混焼へ転換予定のkW等を考慮したうえで、商品毎に設定する利用率を提供可能なkWが商品の対象。)
		6 ★	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉・契約締結されたか (大きな乖離がないか)	◎ (公表したメニューにより交渉・契約)
		*3 7	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在するか	-
С	情報遮断	8 ★	情報遮断の取組を実施しているか	◎(東電EP、中電ミライズとシステムを物理分割していることから、長期卸に関する特に 重要な情報 ^{※2} について、情報遮断の取組の実効性を確認)
		9 ★	社内外で卸取引の担当部門が同一か	◎ (顧客窓口は異なるが、情報遮断の観点という合理的な理由があり、且つ、価格 設定等は、顧客窓口を含まない別のチームで内外無差別に対応していることを確認)

^{※1} 以下全ての確認項目において、発電・小売が一体の会社では、社内外の無差別性を確認し、発電・小売が分社化されている会社では、グループ内外の無差別性を確認する

^{※2} 長期卸の相対交渉を常時受付している場合は、常時、単年卸と同等の情報遮断が担保されていることが必要。公募形式の場合は、公募プロセスの開始〜終了の期間が対象。

^{※3} No.4, No.5, No.7は、◎評価はなく、○評価もしくは×評価となる

(参考)内外で卸取引の窓口が異なる事業者

- 内外で卸取引の窓口が異なる事業者は、東電HD、JERA、九州電力。
- 東電HDは、グループ外事業者を対象にした23年度卸標準メニューがHD・RPをまとめた商品であるため、顧客対応窓口をHD企画に一本化した、との説明があった。
- JERAは、情報遮断の観点から顧客担当窓口を分けているが、プロセスや商品設計・価格設定等は、顧客担当窓口を含まない別のチームで内外無差別に対応している、との説明があった。
- 九州電力は、発電利潤の最大化に取り組むことを目的に、新電力向けの卸販売を担当する組織を2021年2月に立ち上げた、との説明があった。

事業者	卸取引の担当部署	内外で担当部署が異なる理由
東電HD	グループ内(EPとの長期契約) :原子力安全・統括部 契約管理G グループ外(卸標準メニュー) :経営企画ユニット 企画室 需給・広域領域	社外卸(卸標準メニュー)はHD・RPをまとめた商品 としていることから、 窓口をHD 企画としてお客さま対応を一本化 するため。
JERA	グループ内 : 販売統括部 エネルギー営業部 東日本電力営業ユニット、西日本電力営業ユニット 電力営業ユニット グループ外 : ソリューション営業統括部 カスタマーサービス部 エネルギーソリューションユニット ※ただし、ブローカを介した取引は、JERAパ ワートレーディング にて実施。 JERAパ ワートレーディング との窓口対応は、最適化統括部 統合ポートフォリオ戦略部 統合ポートフォリオ戦略ユニット	近時のカルテル事案などもあり、 卸取引の担当窓口部門を統一化することは、情報共有の中継点(情報漏洩の温床)ではないかとの疑いを持たれかねない と懸念。そのため、① EPの窓口、②MZの窓口、③新電力の窓口の3つを、少なくともユニットレベルでは分けるべきというポリシーで対応(2026年度以降の複数年商品でも、216①~③の窓口相互間で情報遮断措置を講じている)。 他方で、内外無差別の観点もあるため、 価格設定等を統括するチームを別に設ける ことで、競争法上の懸念に対処しつつ内外無差別性を担保するというのが弊社の組織設計の基本思想となっている。
九州	社内 :企画・需給本部 事業戦略グループ 社外 :企画・需給本部 卸電力販売センター	発電利潤の最大化に取り組むことを目的に、新電力向けの卸販売を担当する組織 (卸電力販売センター)を2021年2月に立ち上げたため。 ※6/12公表の2023年度期中向け電力卸取引では卸担当部署を卸電力販売センターに一本化した。

(D.)オプション価値に係る確認結果

- **オプション価値(通告変更量・期限)**が**社内外で同一に設定されていること**を確認した。
- また、実際の運用については、運用開始前であるため、評価対象外。

	確認観点	No.	確認項目	JERA
	オプション	10 ★	社内外で無差別にオプション価値(通告変更量・期限)が設 定されているか	◎ (社内外で同一のオプション価値が設定されている)
D	価値		オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか	-

(E.F.)転売禁止・エリア内限定の供給に係る確認結果

- 社内外の卸契約ともに転売禁止を求めていないことを確認した。
- 他方で、<u>販売量基準(販売電力量実績、保有電源等にもとづく需給バランスの充足状況と電力引取りの蓋然性により判断)により販売量に上限を設定</u>していた。この点について、JERAからは、「卸販売先が長期にわたり安定した需要を有していることが契約の継続性・安全性の観点から重要」であるため、「電力の引取義務の履行の蓋然性の高い小売に対して卸売を行うことを目的とする」といった説明があった。<u>販売電力量実績や保有電源等を考慮することで、実質的にグループ内事業者に有利な条件となり、グループ内事業者が電源の大宗を長期で購入するという現状の構造の固定化につながりうる</u>ことから、内外無差別が担保されているとは評価できないのではないか。
- この点、JERAはHPにて、「2026年度以降を受給対象年度とする電力卸販売に関し、その一部 <u>「こいて経済産業省の審議会での議論を踏まえ、販売方法の見直しを検討</u>」予定であることを 公表 (2023年6月16日)していたところ、9月12日に第2回の販売を公表、その中で<u>販売量基</u> <u>準は解除されたことが確認された</u>。

	確認観点	No.	確認項目	JERA
E	転売禁止		卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	◎ (社内外の卸契約ともに転売禁止を求めていない)
F	エリア内限 定の供給 等	13	「寰モされているか」もに「毛質的に日は八八元に有利が冬化と」「	○ (販売量基準 (販売電力量実績、保有電源等にもとづく需給バランスの充足状況と電力引取りの蓋然性により判断) により販売量に上限を設定しており、実質的にグループ内小売に有利な条件となりうる)

(G.)与信評価・取引実績評価に係る確認結果

<u>与信評価について、外部格付、または外部格付に相当する内部格付基準を基に、内外無差別</u> **に評価**しており、当該基準により**信用補完措置の要否も内外無差別に判断**していることを確認。

	確認観点	No.	確認項目	JERA						
		14 ★	与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	◎ (外部機関の格付、または、財務諸表に基づく一律の内部格付 (基準となる外部 格付に極力一致する形で作成) を基にグループ内外無差別に評価)						
	与信評	*1 15	与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある 場合、判断根拠は何か	○ (上記の与信評価基準に基づき信用補完措置 (支払保証金、連帯保証)の要否を判断。信用補完措置が対応できない数社は契約を辞退)						
G	価·取引 実績評価	16 ★	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	- (行っていない)						
			その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を 行っていなかったか	- (行っていない)						

(H.)一律の価格(体系)での販売に特有の確認結果

● JERAの2026年度以降の長期商品の販売においては、**最低購入単位、および、希望量が供給** 可能量を上回った場合の配分方法ともに合理的であることを確認。

	確認観点	No.	確認項目	JERA
	一律の価 格(体系)	18 ★	最低購入単位は合理的か (明らかに自社小売しか買えないような量になっていないか)	◎ (最低購入単位は5MW。結果として、新電力も多く購入したことを踏まえ、明らかにグループ内小売しか買うことのできない量の設定になっていない)
H	での販売に特有の確認項目	19 ★	希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的か	◎ (希望量が供給可能量を上回った場合は、希望量に応じたプロラタ配分)

(L.)23年度相対卸契約価格の結果に係る確認結果

JERAの2026年度以降の長期商品の販売においては、グループ内外で同一の価格設計であり、 通告パターンが同一の場合は同一価格となる。

	7	確認観点	No.	確認項目	JERA
L		相対卸 契約価格 (結果)	20	結果として、自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に 比して不当に安くなっていないか。(仮に自社小売の契約価格 が社外小売の契約価格より安い場合、そのような結果となった 合理的な理由があるか) ^{※1}	

【目次】

- I. 長期の卸取引における内外無差別な卸売の評価方針(案)について
- II. JERAによる26年度以降の長期卸販売(第1回目)の事後評価について
- Ⅲ. 23年度単年卸の評価結果(案)について(前回評価時点で未確認となっていた項目)

23年度単年卸の評価結果(案)について (前回評価時点で未確認となっていた事項)

- 第86回制度設計専門会合(2023年6月27日開催)において、23年度の単年の相対契約について、内外無差別な卸売が行われていると評価されるか、御審議いただいた。
- その際、一部の評価項目(C7:情報遮断の取組(東電HD、九州電力)、M27:小売価格への反映(沖縄電力))については、前回時点で事業者にてデータ準備中であるため、データが提出されたタイミングで改めて確認を行い、最終的な評価を行うこととしていた。
- その後、各事業者からデータが提出されたため、情報遮断(東電HD、九州電力)及び小売価格(沖縄電力)について、事務局において確認を行った結果を踏まえ、その評価(案)について御確認いただきたい。

エリア毎の評価結果(案)サマリ 1/2

● 評価方針(案)をもとに、23年度の単年の相対契約について各社へ取組状況を確認し、内外無差別な卸売が担保されているかエリア毎に評価した結果、北海道及び沖縄については、現時点で内外無差別が担保されていると評価されるのではないか。(※沖縄電力は、保留となっていたM27(小売価格への反映)が〇評価となったため、沖縄エリアは改めて、全体評価として内外無差別が担保されていると評価される)

				◎○×評価(確認対象外の項目は"-")※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない												
	確認観点	No.	確認項目	北海 道	東北	東電 HD・ RP	東電 EP	中電 HD	中電 MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
	内外無差別な卸売の実効性	1	事前の明示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	確保策①交渉スケジュール	2★	実施スケジュール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	事前の公表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
В	内外無差別な卸売の実効性	4★	自社小売向け確保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0
	確保策②卸標準メニュー	5★	卸標準メニューの交渉	0	©	0		0	-	0	0	0	0	0	0	0
	内外無差別な卸売の実効性	6 ^{※1}	社内規程·取引書	0	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
С	確保策③情報遮断	7★	情報遮断の取組	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	©
	1-0 11-	8★	内外同一の設定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	オプション価値	9★	規程に基づいた運用	-	0	0	-	-	-	0	-	-	0	0	0	0
	= ++= += <i>(</i> 1	10★	交渉・締結の機会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	長期契約	11*1	社外に不利な条件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	転売禁止	12★	転売禁止有無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	エリア内限定の供給	13★	エリア内供給の前提	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エリア毎の評価結果(案)サマリ 2/2

評価方針(案)をもとに、23年度の単年の相対契約について各社へ取組状況を確認し、内外無差別な卸売が担保されているかエリア毎に評価した結果、北海道及び沖縄については、現時点で内外無差別が担保されていると評価されるのではないか。(※沖縄電力は、保留となっていたM27(小売価格への反映)が〇評価となったため、沖縄エリアは改めて、全体評価として内外無差別が担保されていると評価される)

		◎ ○×評価(確認対象外の項目は"-")※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない														
	確認観点	No.	確認項目	北海 道	東北	東電 HD・ RP	東電 EP	中電 HD	中電 MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
		14★	与信評価基準	0	0	×	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-
Н	 価格以外の評価基準(与	15**2	前払い等の判断根拠	0	0	×	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-
	信評価・取引実績評価)	16★	取引実績評価基準	-	0	-	_	-	-	-	0	-	0	0	0	-
		17★	その他の評価基準	-	-	-	_	-	-	-	0	-	-	0	-	-
	入札制(東北、東電HD・	18 ^{**2}	自社小売の参加	-	0	×	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-
I	RP、東電EP、JERA、関電)に特有の確認項目 ※1	19★	最低価格の公表	-	0	-	0	-	-	0	-	0	-	-	_	-
		20	予定供出量の公表	-	0	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-
	ブローカー制(北海道、	21★	売りタイミングの把握	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
J	JERA)に特有の確認項目	22★	売り入札量の大きさ	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
	*1	23	個別条件の交渉	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
	相対交渉(北陸、中電HD、	24★	プロセス/結果の無差別	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	0	×	0
K	中国、四国、九州、沖縄) に特有の確認項目 ※1	25 ^{**2}	受給条件の協議	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	0	0	-
L	相対卸契約価格(結果)	26	内外卸契約価格差	0	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
М	小売価格への反映	27	小売価格への反映	0	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0

^{※1} これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする

^{※2} これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価もしくは×評価となる

(C.)情報遮断の取組に係る確認結果

- 東電HDについて、フォルダのアクセスログにおいて、23年度相対契約の交渉期間中にグループ 内小売からのアクセスがないことを確認したため、情報遮断の取組の実効性が確認されたと評価できるのではないか。
- 九州電力について、フォルダのアクセスログにおいて、23年度相対契約の交渉期間中に小売部門からのアクセスがないことを確認したため、情報遮断の取組の実効性が確認されたと評価できるのではないか。

	確認観点	No.	. 確認項目 ^{※2}	北海道	東北	東電 HD	東電 EP	中電 HD	中電 MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
			情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在するか	0	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
С	情報遮断	7	情報遮断の取組を実施しているか	◎ (ブローカー 取引は 遮断生を 強配認)	を確	を確	◎ (アク セスログ を確 認)	している	○ (権限制御しているがログ提出なし)	◎(EP・ MZと物 理遮 断)	◎ (アク セスログ を確 認)	◎ (アク セスログ を確 認)	◎ (アク セスログ を確 認)	履歴を	を確	◎ (アク セスログ を確 認)

(C.7)各社の情報遮断の取組とその評価 1/2

※ 第86回制度設計専門会合の評価結果から、赤枠のみ評価を更新 新電力の契約条件 (23年度相対契約) 事業者 権限設定の仕組み フォルダのアクセスログ フォルダの権限設定ログ 評価 の管理方法 ①eSquareは二要素認証により 情報遮断の取組の実効性を確 認できる一方、②社内ファイル サーバは権限設定によるアクセス 制御は実施されているが、フォル ダのアクセスログ、もしくはフォルダ ①eSquare (enechain 提出不可(保存期間が数時一の権限設定ログが確認できない。 汁の取引プラットフォー 間であり物理的に存在しな 取引の大宗を占める①は確認 ①二要素認証 提出不可(保存期間が数時間で **北海道** ム): 交渉□グ できたこと、②のログが確認でき (I) ②権限設定によるアクセス制御 あり物理的に存在しない) ②共有フォルダ:成約した 現時点の権限設定に小売部 ない理由には合理性があること 門が含まれていないことは確認。等を考慮すれば、情報遮断の取 契約情報 組の実効性を確認したと評価さ れるのではないか。(一方で、 24年度交渉においても状況が 改善しない場合、内外無差別が 担保されているとは評価できない のではないか。) 23年度相対契約の交渉期間中に フォルダのアクセスログにより、情 権限設定によるアクセス制御 東北 共有フォルダ 小売部門からのアクセスがない 報遮断の取組の実効性を確認 ことを確認 した。 権限設定によるアクセス制御 23年度相対契約の交渉期間中に フォルダのアクセスログにより、情 ※東電EPとはハードウェアレベ 報遮断の取組の実効性を確認 東電 小売会社からのアクセスがない 共有フォルダ HD ルでの分割(物理分割)ではな ことを確認 した。 い 権限設定によるアクセス制御 23年度相対契約の交渉期間中に フォルダのアクセスログにより、情 東電 共有フォルダ 報遮断の取組の実効性を確認 小売部門からのアクセスがない ΕP ことを確認 した。 権限設定によるアクセス制御 提出不可(システム上採取してい 提出不可(システム上採取し |権限設定によるアクセス制御は ※中電MZとはハードウェアレベ ない) ていない) 実施されているものの、フォルダの 中電 現時点の権限設定に小売会 ルでの分割(物理分割)ではな アクセスログ、もしくはフォルダの 共有フォルダ HD 汁(中電MZ)が含まれてい 権限設定ログが確認できないた い ないことは確認。 め、情報遮断の取組の実効性 を確認できるとは言えない。

45

(C.7)各社の情報遮断の取組とその評価 2/2

			<u> </u>	弟86凹制度設計専門会合のi	半価結果から、赤枠のみ評価を更新
事業者	新電力の契約条件 (23年度相対契約) の管理方法	権限設定の仕組み	フォルダのアクセスログ	フォルダの権限設定ログ	評価
中電 MZ	共有フォルダ	権限設定によるアクセス制御	提出不可(システム上採取してい ない)	提出不可(システム上採取していない) 現時点の権限設定に小売部門が含まれていないことは確認。	アクセスログ、もしくはフォルダの 権限設定ログが確認できないた
JERA	社内システム	東電EP、中電HDとはハードウェアレベルで分割(物理分割)	-	-	発販分離の小売会社(東電 EP、中電HD)とは物理分割されていることから、情報遮断の取 組の実効性を確認した。
北陸	共有フォルダ	権限設定によるアクセス制御	23年度相対契約の交渉期間中に 小売部門からのアクセスがない ことを確認	-	フォルダのアクセスログにより、情 報遮断の取組の実効性を確認 した。
関西	共有フォルダ	権限設定によるアクセス制御	23年度相対契約の交渉期間中に 小売部門からのアクセスがない ことを確認	-	フォルダのアクセスログにより、情 報遮断の取組の実効性を確認 した。
中国	共有フォルダ	権限設定によるアクセス制御	23年度相対契約の交渉期間中に 小売部門からのアクセスがない ことを確認	-	フォルダのアクセスログにより、情 報遮断の取組の実効性を確認 した。
四国	共有フォルダ	権限設定によるアクセス制御	提出不可(保存期間が数か月で あり物理的に存在しない)	23年度相対契約の交渉期間中に小売部門のアクセスを認める権限変更設定がないことを確認	
九州	共有フォルダ	権限設定によるアクセス制御	23年度相対契約の交渉期間中に 小売部門からのアクセスがない ことを確認	-	フォルダのアクセスログにより、情 <u>報遮断の取組の実効性を確認</u> した。
沖縄	共有フォルダ	権限設定によるアクセス制御	23年度相対契約の交渉期間中に 小売部門からのアクセスがない ことを確認	-	フォルダのアクセスログにより、情 <u>報遮断の取組の実効性を確認</u> した。

(M.)小売価格への反映に係る確認結果

- 沖縄電力について、小売価格と調達価格を確認したところ、小売価格が調達価格を下回っていた。
 た。その理由として、規制料金・自由料金の値上げ時期が遅れたためであり、年度を通じて改定後の現行の料金水準であれば、小売価格が調達価格を上回る見込みである、との説明であった。
- 第86回制度設計専門会合で整理したとおり、今回の評価をもって直ちに発電部門から小売部門へ内部補助が行われているとは判断されないものの、小売価格が調達価格を下回る状況が今後 も続く(例えば今後2年)場合、全体評価としては内外無差別が担保されているとは評価できないのではないか。

第86回制度設計専門会合 (2023年6月27日) 資料5を抜粋

- 小売価格と調達価格を確認したところ、**北海道電力、東北電力、東電EP、北陸電力、四国電力、九州電力**について、**小売価格が調達価格を下回っていた。その理由として、23年度卸交渉が結果して市況が高い時期 に行われ社内取引価格が高値となったため、小売価格の即時かつ急激な引き上げは需要家の料金の安定** 性が損なわれ現実的ではない、との説明であった。
- 一定の合理性はある一方、小売価格が調達価格を下回る状況が続く場合、発電部門から小売部門へ内部 補助を行うことで小売部門の赤字を補填している懸念が強まり、仮に卸売スキームが内外無差別であっても、 小売市場の競争を歪めているおそれがあるのではないか。
- したがって、今回は○評価の場合でも、小売価格が調達価格を下回る状況が今後も続く(例えば今後2年)場合、全体評価としては内外無差別が担保されているとは評価できないのではないか。
- また沖縄電力は、現在、23年度計画値策定中のため、23年度計画値が出たタイミング(7月中を予定)で 改めて比較して最終的な評価を行うべきではないか。

(M.27)電源調達価格と小売価格の比較 1/2 ※ 第86回制度設計専門会合の評価結果から、赤枠のみ評価を更新

		※ 第60回前	長設計等门芸音の評価結果から、亦作のみ評価を更新
	23年度小売価格と 調達価格	小売価格が調達価格(電力調達単価+非	化石証書外部調達単価)より安い場合
事業者	調達価倍 (電力調達単価+非化石証書 外部調達単価)の関係	理由	改善に向けた具体的な検討状況
北海道	小売価格<調達価格	・小売価格は特高・高圧分野の一部が長期契約であり 23年4月の値上げを即座に反映できないこと、燃調が当初より下げ基調となったこと、低圧規制料金値上げ時期 の影響等により低くなったため。 ・調達価格は社内取引価格が交渉当時の先物価格を 参照した結果高値となったことに加えて、固定価格のため 燃料費や市場価格の低下傾向が反映されないこと、直 近の非FIT非化石証書市場価格が上限価格で約定したため。	・小売価格は、更なる引き上げは困難。 ・ <u>調達価格</u> は、2023年度は契約済であり単価の低 減が難しいため、 2024年度以降の電力調達につい て幅広に検討する。
東北	小売価格<調達価格	・小売価格に即時転嫁することは、お客さまの受容性等を踏まえた慎重な検討を行う必要があるため。 ・調達価格は、量の大宗を占める社内取引が、結果して市況が高いタイミングで行われた入札で高値となったため。	・小売価格(販売平均単価の向上)に向けて、各種料金施策(高圧以上の電気料金単価見直し、小売規制料金および低圧自由料金の単価見直し)を完遂する。 ・調達価格について、JEPX市場や先物市場等を活用したコスト低減に努める。
東電EP	小売価格<調達価格	・ 小売価格 は、 特高・高圧および低圧の値上げが期中 となり、 価格上昇が限定的 であるため。	 ・小売価格について、値上げによる価格上昇を着実に進める。 ・調達価格について、至近の市況を踏まえ電源差し替えなどにより調達費用の改善を図る。
中電ミライズ	小売価格> 調達価格	-	-

(M.27)電源調達価格と小売価格の比較 2/2

		, NOCE 1977	
	23年度小売価格と 調達価格	小売価格が調達価格(電力調達単価+非	化石証書外部調達単価)より安い場合
事業者	調達価倍 (電力調達単価+非化石証書 外部調達単価)の関係	理由	改善に向けた具体的な検討状況
北陸	小売価格<調達価格	・調達価格について、小売料金改定検討(22年11月 時点)後に自社発電部門から提示された社内取引価格 が想定価格より高く、BL市場価格および燃料価格の低 下を踏まえて引下げ交渉を行ったが、引下げに至らなかっ たため。	・小売価格は値上げ直後であることから、まずは <u>調達</u> <u>価格の低減に努める</u> 。
関西	小売価格> 調達価格	-	_
中国	小売価格>調達価格	-	-
四国	小売価格<調達価格	・小売価格を、一律にかつ急激に引き上げることは、 お客さまの料金の安定性が損なわれることから現実 的ではないため。	・ <u>小売価格は、現時点で割安な小売料金単価でご</u> 契約しているお客さまに対し、個別の契約更改等の タイミングで、順次料金引き上げを進める。
九州	小売価格<調達価格	 ・小売価格は、燃調の上限影響(低圧規制)によって 抑制されるため。 ・調達価格は、外部調達費用の高騰継続によって高止まり 	・ <u>調達価格</u> は、 安価な電源の調達に努める 。
沖縄	小売価格<調達価格	・小売価格は、規制料金・自由料金値上げ時期の影響 等により低くなったため。	·年度を通じて改定後の現行の料金水準であれば、 小売価格が調達価格を上回る見込み。